本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年三月二十八日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁

スリランカ民主社会主義共和国
財務・計画省次官
P・B・ジャヤスンドラ殿

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月二十八日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国
財務・計画省次官
P・B・ジャヤスンドラ殿

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁閣下

○厚生労働省告示第二百十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第5部として次のように加える。

第5部　追加用薬（1）

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アデムパス錠0.5mg	0.5mg 1錠	673.40
アデムパス錠1.0mg	1mg 1錠	1,346.80
アデムパス錠2.5mg	2.5mg 1錠	3,366.90
アレグラドライシロップ5％	5％ 1g	130.90
（え）		
コンサータ錠36mg	36mg 1錠	402.60
（さ）		
ザイザルシロップ0.05％	0.05％ 1mL	19.60
ザルティア錠2.5mg	2.5mg 1錠	118.30
ザルティア錠5mg	5mg 1錠	230.60
（し）		
ジオトリフ錠20mg	20mg 1錠	5,840.70
ジオトリフ錠30mg	30mg 1錠	8,547.40
ジオトリフ錠40mg	40mg 1錠	11,198.50
ジオトリフ錠50mg	50mg 1錠	12,760.00
（す）		
スーグラ錠25mg	25mg 1錠	136.50
スーグラ錠50mg	50mg 1錠	205.50
（て）		
テビケイ錠50mg	50mg 1錠	3,262.60
（と）		
トピナ細粒10％	10％ 1g	191.90
（り）		
リオナ錠250mg	250mg 1錠	99.80

注射薬品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アドセトリス点滴静注用50mg	50mg 1瓶	465,701
（か）		
カドサイラ点滴静注用100mg	100mg 1瓶	235,108
カドサイラ点滴静注用160mg	160mg 1瓶	373,945
（さ）		
サビーン点滴静注用500mg	500mg 1瓶	45,593
（の）		
ノボエイト静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	23,197
ノボエイト静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	43,018
ノボエイト静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	79,776
ノボエイト静注用1500	1,500国際単位1瓶（溶解液付）	114,491
ノボエイト静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	147,942
ノボエイト静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	212,319

○厚生労働省告示第二百二十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第十第二号(二)ハ中「及びアゾルガ配合懸濁性点眼液」を「、アゾルガ配合懸濁性点眼液及びテビケイ錠五〇mg」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の393から422までの項中

5あり	ゲフィチニブ，クリゾチニブ，エルロチニブ	を

5あり	ゲフィチニブ，クリゾチニブ，エルロチニブマレイン酸塩	

に改め、同表の507から519までの項中

3あり	アンブリセンタン，ボセンタン水和物	を

3あり	アンブリセンタン，ボセンタン水和物，リオシグアト	

に改める。